○国土交通省令第三十八号

路 運 道 送 路 車 運 送 両 法 車 両 昭 法 和二十六 \mathcal{O} 部 を 年 改 法 正 律 す 第 る 法 百 八 律 十五号) 平 -成二十· 第七 九 + 年 五 法 条 律 の六 第 匹 第二 + · 号) 項 0 \mathcal{O} 規 定 部 を \mathcal{O} 実 施 施 行 す に るた 伴 \\ \ め、 及 道 び 路 道

平成二十九年六月十五日

運

送

車

両

法

施

行

規

則等

∅–

部

を改

正

す

る省令を次のように定め

る。

国土交通大臣 石井 啓一

道 路 運 送 車 両 法 施 行 規 則 等 \mathcal{O} 部 を 改 Ē する省令

(道路運送車両法施行規則の一部改正)

第 条 次 \mathcal{O} 表 道 に 路 ょ 運 り、 送 車 改 両 正 法 前 施 欄 行 規 に 掲 則 げ る 昭 規 和 定 + \mathcal{O} 傍 六 線 年 を 運 付 輸 省 L 令 た 第七十 . — 部 分をこれに . 匹 号) 順 0 次 --- 対 部 応 を す 次 る改 \mathcal{O} よう 正 に 後 欄 改 に 正 掲 す げ

る規定の傍線を付した部分のように改める。

条の目的を選成するため必要があると認めるときは、次に掲げる者に、道路運送車両の所有若しくは使用又は事業若しくは業務に関し報告をさせることができる。 (1)〜(16) (略) 2 <u>当該職員は、第75条の6第1項に定めるもののほか</u> 、第1条の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者		(道路運送車両法抜粋) 第63条の4 (略) 第106条の4 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれ <u>を併利</u> する。 (3) 第63条の4第1項若しくは第75条の6第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は <u>これら</u> の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは虚偽の報告をし、又は <u>これら</u> の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは虚偽の報告をし、若しくは質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者 第1111条法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は所有し、若しくは使用する道路運送車両に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。 (1) 第106条の4 2億円以下の罰金刑	お 日 後第十八号様式の三(証票)(第五十一条の三関係)
めるときは、次に掲げる者に、道路連送単両の所有者しくは使用又は事業若しくは業務に関し報告をさせることができる。 (1)~(16) (略) 2 <u>当該職員は</u> 、第1条の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、前項各号に掲げる者の事務所その他の事業場又は道路運送車	第二十二号様式(証票)(第六十五条関係) (裏) (道路運送車両法抜粋) 第100条 <u>当該行政庁は、</u> 第1条の目的を達成するため必要があると認	(道路運送車両法抜粋) 第63条の4 (略) 第106条の4 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若 しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれ <u>に伴科</u> する。 (3) <u>第63条の4第1項</u> の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは虚偽の報告 をし、又は <u>同項</u> の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは虚偽の報告 若しくは質問に対し陳述をせず、若しくは虚偽の報告 第111条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の 従業者が、その法人又は人の業務又は所有し、若しくは使用する道路 運送車両に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行 為者を罰するほか、その法人に対して当該各号 <u>に掲げる罰金刑</u> を、そ の人に対して各本条の罰金刑を科する。 (1) 第106条の4 2億円以下の罰金刑	お 日 症第十八号様式の三(証票)(第五十一条の三関係)

の事務所その他の事業場又は道路運送車両の所在すると認める場所に 立ち入り、道路運送車両、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係 者に質問することができる。

と認める場所に 両の所在すると認める場所に立ち入り、道路運送車両、帳簿書類その 査し、又は関係 他の物件を検査し、又は関係者に質問することができる。

3·4 (略) 第110条 (略)

(器)

• 4 (器)

第110条

(器)

- 3 -

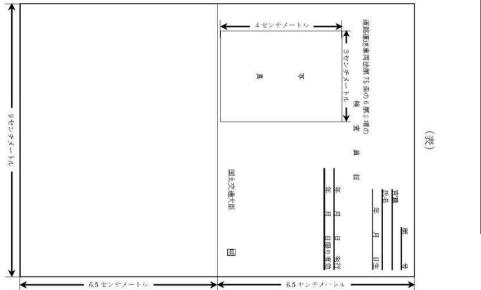
(自動車型式指定規則の一部改正)

第

にこ 掲 る \mathcal{O} げ は 重 規 条 次 れ る 当 傍 定 \mathcal{O} に 対 線 表 該 \mathcal{O} 自 対 象 傍 12 対 を 動 応す 規 付 線 ょ 象 車 定 規 を 型 L り るも 定を 式 を た 付 改 規 L 改 指 改 定 た \mathcal{O} 正 定 正 を 後 正 部 規 前 掲 以 欄 後 分 欄 則 下 げ 欄 \mathcal{O} に に 昭 て 掲 よう 掲 に 1 げ 掲 \mathcal{O} げ 和 な げ 条 に る る + 対 改 規 る 12 1 定 六 象 め、 Ł £ お \mathcal{O} 規 \mathcal{O} 年 1 \mathcal{O} は 改 定 て 傍 \mathcal{O} 運 とし よう 正 線 輸 これ 対 前 を 省 7 に 象 欄 令 付 を 加 移 改 規 及 第 L 定 動 び た め、 八 え し、 改 部 + 分をこ る。 そ と 正 五 後 号) 改 \mathcal{O} 1 う。) 標 欄 正 後 に 記 れ \mathcal{O} 欄 部 対 に は、 に 応 順 部 分 撂 L が 次 を げ 異 そ て 対 次 掲 る な 応 \mathcal{O} \mathcal{O} 対 る 標 げ す ょ 象 る う ŧ 記 る そ に 規 改 \mathcal{O} 部 定 は 正 改 分 \mathcal{O} で 標 改 が 後 正 改 正 同 記 欄 す 正 る。 前 --- 部 に 掲 前 分 欄 \mathcal{O} 欄 ŧ に げ に

3・4 (略)	3・4 (略)
	による指定特定装置の型式についての指定の効力の表言才等表現である。
	〜 装置型式指定規則(平戎十年運輸省令第六十六号)第十一条― の指定の取消し
	同条第一項の規定により指定を受けた特定装置の型式について
	第七十五条の三第五項第三号の
	構造部の型式についての指定の効力の停止
	十一条第一号の規定
	二 共通構造部型式指定規則(平成二十八年国土交通省令第十五
	ついての指定の取消し
	同条第一項の規定により指定を受けた特定共通構造部の型式に
	ハ 法第七十五条の二第四項第三号の規定に該当したことによる
止するための措置が適切に講じられていることを証する書面	型式についての指定の効力の停止
定の申請をする者にあつては、指定の申請に関する不正行為を防	ロ 第四条の二第一号の規定に該当したことによる指定自動車の
式についての指定の効力が停止され、当該処分の日以後初めて指	ての指定の取消し
年運輸省令第六十六号)第十一条の規定により指定特定装置の型	を受けた自動車(以下「指定自動車」という。)の型式につい
についての指定の効力が停止され又は装置型式指定規則(平成十	イ 法第七十五条第七項第三号の規定に該当したことによる指定
号)第十一条第一号の規定に該当して指定特定共通構造部の型式	書面
れ、共通構造部型式指定規則(平成二十八年国土交通省令第十五	行為を防止するための措置が適切に講じられていることを証する
「指定自動車」という。)の型式についての指定の効力が停止さ	初めて指定の申請をする者にあつては、指定の申請に関する不正
九 第四条の二第一号の規定に該当して指定を受けた自動車(以下	九 次の各号に掲げる処分を受け、かつ、当該処分を受けた日以後
一~八 (略)	一~八 (略)
らない。	らない。
つては、第四号から第九号までを除く。)を添付しなければ	つては、第四号から第九号までを除く。)を添付しなけ
2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面(申請書の写し	2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面(申請書の写し
第三条(略)	第三条(略)
改正前	改正後

第十三条(略)	第十二条 法第	第十一条(略)	三〜五				等	二指定製作	一 (略)	第一欄	出なければならない。三欄に掲げる届出書を、第六条 次の表の第一欄に
	-二条 法第七十五条の六第二項の証票は、(立入検査をする職員の身分を示す証票)		略) (略)	更があつた場合書面の記載事項に変	号から第七号までの	括弧書若しくは第四	は同条第二項第三号	作者 第三条第一項各号又	(略)	第二欄	٧Ć
	は		(略)		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		した届出書	そ	(略)	第三欄	第四欄に掲げる時期に国土交通大臣に届け掲げる者は、第二欄に掲げる場合には、第
	第五号様式による。		(略)				なく	変更後遅滞	(略)	第四欄	ダ通大臣に届ける場合には、第
第十	<u>(</u> 新	第十	=					_		第	第
第十二条(略)	(新設)	第十一条(略)	三~五(略)) 等」という。	「指定製作者	作者等(以下	た自動車の製	一指定を受け	(略)	欄	出なければならな三欄に掲げる届出六条 次の表の第(届出等)
				更があつた場合	伯	- 括弧書若しくは第四	製は同条第二項第三号	第三条第一	(略)	第二欄	
				場合の場所である。	号までの	くは第四	5第三号	項各号又			欄に 掲ば 、 、
			(略)	は場合 関事項に変	号までの	くは第四		マ	(略)	第三欄	い。 書を、第四欄に掲げる時期に国土交通大臣に届け一欄に掲げる者は、第二欄に掲げる場合には、第





(道路運送車両法抜枠)

第75条の6 国土交通大臣は、第75条第7項、第75条の2第4項及び第76条 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯 の3第5項の規定の施行に必要な限度において、第75条第1項の規定によ 定により特定装置の型式について指定を受けた者に対し、その業務に関し報 銀簿書類その街の物件を検査させ、指しへは関係者に質問させることがたき 告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、 特定共通構造部の型式について指定を受けた者又は第76条の3第1項の規 り自動車の型式について指定を受けた者、第75条の2第1項の規定により

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたも 第106条の4 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは のと解釈したはなのない。 し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。 300万円以下の罰金に処し、又はこれを併料する。

(3) 第63条の4第1項若しくは第75条の6第1項の規定による報告をもず、持しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、

若しへは忌避し、若しへは質問に対し陳述をせず、若しへは虚偽の陳述を

第111条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者 (1) 第106条の4 2億円以下の罰金刑 関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を割するほ の罰金刑を科する。 か、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条 が、その法人又は人の業務又は所有し、若しくは使用する道路運送車両に

- 8 -

(装置型式指定規則の一部改正)

次

 \mathcal{O}

表

に

ょ

り、

改

正

前

欄

及

U

改

Ē

後

欄

に

. 対

応

L

て掲げるそ

の 標

記

部

分に二

重

傍

線

を

付

L

た

規

定

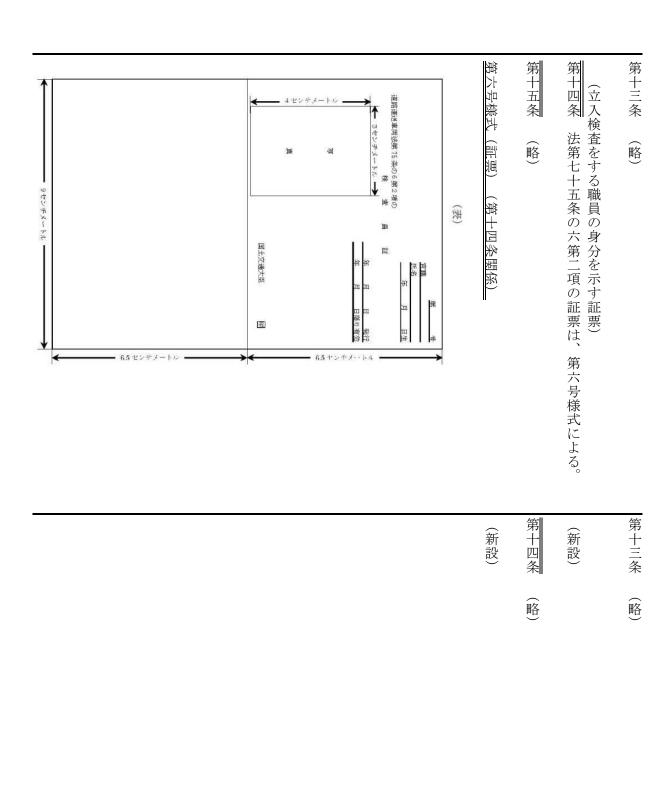
第三条 装 置 型 式 指 定 規 則 平 成 +年 運 輸 省 令 第六十六号) ∅– 部 を 次 \mathcal{O} ように 改 正 す る。

以 下 : の 条に お 1 て 対 象規 定 とい う。 は、 その標 記 部 分 が 同 \mathcal{O} Ł \mathcal{O} は 当 該 対 象 規 定 を 改 正

欄 後 欄 に 掲 に げ 撂 る げ る 対 象 ŧ 規 \mathcal{O} 定 \bigcirc とし よう て移 に 改 動 め、 そ 改 \mathcal{O} 標 正 後 記 欄 部 に 分が 掲 げ 異 る な 対 る 象 £ 規 \mathcal{O} 定 は 改 で 改 正 前 正 前 欄 欄 に 掲 に げ れ る に 対 対 象 応 規 す 定 を る ŧ 改 正 \mathcal{O} 後 を

掲げていないものは、これを加える。

3 (略) 力の停止	(略) (略) (略) (略) (略) (略) (略) (略)	改正後
3 (略)	2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面(申請書の写しに あっては、第四号、第七号及び第八号を除く。)を添付しなければならない。 第十一条の規定により指定を受けた特定装置(以下「指定特定装置」という。)の型式についての指定の効力が停止され、自動車型式指定規則(昭和二十六年運輸省令第八十五号)第四条の二第一号の規定に該当して指定自動車の型式についての指定の効力が停止され、自動車型の規定に該当して指定自動車の型式についての指定の効力が停止され、当該処分の日以後初めて指定の申請をする者にあっては、指定の申請に関する不正行為を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面めの措置が適切に講じられていることを証する書面	改正前





(道路運送車両法抜粋)

第75条の6 国土交通大臣は、第75条第7項、第75条の2第4項及び第75条

帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができ 告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、 特定共通構造部の型式について指定を受けた者又は第76条の3第1項の規 の3第5項の規定の施行に必要な限度において、第75条第1項の規定によ 定により特定装置の型式について指定を受けた者に対し、その業務に関し報 り自動車の型式について指定を受けた者、第75条の2第1項の規定により

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯 し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたも 第106条の4 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは のと解釈したはなのない。 300万円以下の罰金に処し、又はこれを併料する。

(3) 第63条の4第1項若しくは第75条の6第1項の規定による報告をせ

若つくは忌避し、若つくは質問に対し原治やおず、若しくは虧傷の原治や ず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ

(1) 第106条の4 2億円以下の罰金刑 の罰金刑を科する。 か、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条 関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほ が、その法人又は人の業務又は所有し、若しくは使用する道路運送車両に 第111条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者

(共通構造部型式指定規則の一部改正)

第 匹 条 共 通 構 造 部 型 式 指 定 規 則 平 成二 + 八 年 玉 土 交 通 省 令 第 +五. 号) \mathcal{O} 部 を 次 \mathcal{O} ょ う 12 改 正 す

る。

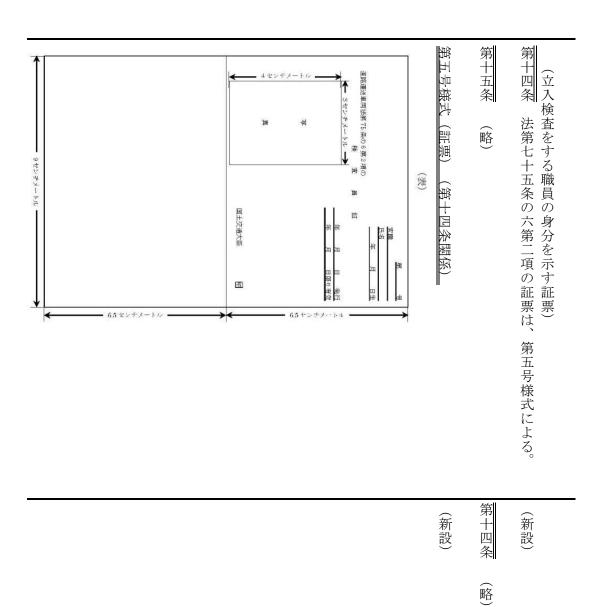
欄 撂 後 以 げ 欄 下 次 に 撂 7 に \mathcal{O} げ 撂 \mathcal{O} 表 1 条 に な る げ 対 る に ょ 1 り、 ŧ 象 £ お 規定 \mathcal{O} \mathcal{O} 1 7 は 改 \mathcal{O} とし ょ 正 う 対 前 れ 7 に 象 欄 を加え 移 改 規 及 定 動 め、 \mathcal{U} Ļ 改 ك る。 そ 正 改 \mathcal{O} 1 後 標 欄 正 う。 後 記 に 対 欄 部 に 分が は、 応 掲 L そ げ 異 て 掲 る な \mathcal{O} 対 標 げ る るそ 象 £ 記 規 部 \mathcal{O} 定 は 分 \mathcal{O} で 標 改 が 改 正 同 記 正 前 部 分に 前 欄 \mathcal{O} 欄 に ŧ に 掲 \mathcal{O} げ は 重 る 当 傍 れ に 対 該 線 対 象 対 を 応 規 象 付 す 定 規 L る を 定 た 改 を 規 Ł 改 定 \mathcal{O} 正

後

正

を

第十三条	3			1.										,	ı	. 7	七		5	あ	2	第三条	
三条(略)		規定による指定特定装置の型式についての指定の効力の停止へ、装置型式指定規則(平成十年運輸省令第六十六号)第十一条の	定の取消し 条第一項の規定により指定を受けた特定装置の型式についての指	第七十五条の三第五項第三号の規定に該当コにていての批気の努力の作出	第十一条第一号	の指定の取消	定	ハ 法第七十五条の二第四項第三号の規定に該当したことによる指	いての指定の効力の停止	条の二第一号の規定に該当したことによる指定自動車の型式につ	口 自動車型式指定規則(昭和二十六年運輸省令第八十五号)第四	消し	一項の規定により指定を受けた自動車の型式についての指定の取	イ 法第七十五条第七項第三号の規定に該当したことによる同条第	を防止するための措置が適切に講じられていることを証する書面	めて指定の申請をする者にあっては、指定の申請に関する不正行為	次の各号に掲げる処分を受け、かつ、当該処分を受けた日以後初	一~六 (略)	らない。	号及び第七号を除く。) を添付しなけ	前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面(申請書の写しに	条 (略)	改正後
第十三条 (略)	3 (略)								置が適切に講じられていることを証する書面	る者にあっては、指定の申請に関する不正行為を防止するための措	の指定の効力が停止され、当該処分の日以後初めて指定の申請をす	令第六十六号)第十一条の規定により指定特定装置の型式について	運輸	五号)第四条の二第一号の規定に該当して指定自動車の型式につい	年運輸省令第八	以下「指定特定共通構造部」という。) の型式についての指定の効	七 第十一条第一号の規定に該当して指定を受けた特定共通構造部(一~六 (略)	らない。	、第四号、第六号及び第七号を除く。)を添付しな	2 前項の申請書及びその写しには、次に掲げる書面(申請書の写しに	第三条 (略)	改正前





(道路運送車両法抜粋)

第75条の6 国土交通大臣は、第75条第7項、第75条の2第4項及び第75条 り自動車の型式について指定を受けた者、第76条の2第1項の規定により の3第5項の規定の施行に必要な限度において、第76条第1項の規定によ 定により特定装置の型式について指定を受けた者に対し、その業務に関し報 特定共通構造部の型式について指定を受けた者又は第76条の3第1項の規

告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り

帳簿書類その他の物件を検査させ、若しへは関係者に質問させることができ

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証異を携帯し、から、関係者の韓求があるときは、これを提示しなければならない。 第106条の4 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたも のと解釈したはなのない。

|3) 第63条の4第1項若しくは第75条の6第1項の規定による報告をセ 300万円以下の罰金に処し、又はこれを併料する。 若しへは忌避し、若しへは質問に対し原治をセず、若しへは虚偽の原治を ず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ した者

第111条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者

(1) 第106条の4 2億円以下の罰金刑

の罰金用を料する。

か、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条 が、その法人又は人の業務又は所有し、若しくは使用する道路運送車両に

関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほ

施行期日)

1 ک の省令は、 道路 運送 車 両 法 の 一 部を改 Ē する法 律 \mathcal{O} 施 行

 \mathcal{O}

日

から

施

行する。

(経過措置)

八号様

式

の三及び第二十二号様式

による証

票

は、

同

条

の 規

定

に

ょ

る改

正

後の

道

路

運

送車

両法

施行

規

則

2 の省令の 施 行 \bigcirc 際現 に交付され てい る第 条 \mathcal{O} 規 定 に よる 改 正 前 \mathcal{O} 道 路 運 送 車 両 法 施 行 規 則 第 +

第十八号様式の三及び第二十二号様式による証票とみなす。